

## 第212回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和4年6月6日（月）午後1時30分～午後2時41分
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、高瀬達夫委員、田中佐和子委員、  
宮入賢一郎委員、柳沢 厚委員、柳町晴美委員、白鳥 孝委員、共田武史委員、  
渡邊 光委員、  
若林 伸幸委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 関口広喜）  
大角 亨委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 後藤勝治）
- ・欠席委員：酒井美月委員、羽鳥栄子委員、堀内優香委員

### 1 開 会

（事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼都市計画係長）

それでは皆さまお揃いになりましたので、ただ今から第212回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の木下弘志と申します。よろしく願いいたします。それでは失礼ながら着座の上進行させていただきます。

はじめに、委員の出席状況をご報告いたします。現在出席いただいております委員は、12名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立しております。なお、酒井美月委員、羽鳥栄子委員、堀内優香委員からは欠席の旨、あらかじめご連絡いただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆さまに事前に郵送いたしました資料は、3種類でございます。確認をお願いいたします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1冊の3種類でございます。また、本日本配りいたしました資料として、当日配付資料が1部、議第3号に係る追加配付資料が1枚、議第4号に係る追加配付資料が1枚でございます。資料の確認につきましては以上でございます。不足などございましたら事務局までお申し付けください。

次に、代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長若林伸幸様の代理で、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長関口広喜様でございます。次に、農林水産省関東農政局長大角亨様の代理で、農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐後藤勝治様でございます。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。ご発言の際は、事務局がマイクをお持ちしますので、マイクを通してご発言くださるようお願いいたします。

本日は、法定審議案件4件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により、会長が議長となるとされていますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。今日は、ハイブリットじゃないんですね。久しぶりにオンラインの参加者がいないという形で行います。

それでは、最初に議事録の署名委員を指名させていただきます。名簿順だと思いますが、共田委員と渡邊光委員。よろしゅうございますか。

### (2) 事務報告

(柳沢議長)

それでは次に、事務局から事務報告がございます。

(事務局：都市・まちづくり課 八木都市計画係担当係長)

それでは、事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の八木剛と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら、受付にて住所、氏名を確認し、傍聴上の留意事項を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日本日お配りしております当日配付資料の5ページをご覧ください。

令和4年3月25日に開催しました第211回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号から議第9号につきましては、記載のとおり告示または許可予定となっております。

次に、前回審議会に付議しました議第7号長野都市計画一団地の官公庁施設の変更について、計画書の一部修正がございましたので、ご報告申し上げます。当日配付資料の6ページをご覧ください。

こちらは、前回審議会でお示した計画書と、決定告示した計画書を並べたものになります。左は、審議会でお示した計画書、右側は決定告示した計画書となっております、修正箇所を下線でお示しております。前回審議会でご審議いただいた際、表の下に「区域並びに公共施設、公益的施設及び建築物の配置は計画図表示のとおり」と記載されていることから、計画図に建築物等の配置についても表示が必要ではないかというご指摘をいただきました。このご指摘を踏まえ、審議会後の国土交通省関東地方整備局への協議の中で、表記を「区域は計画図表示のとおり」とし、区域のみを計画図に表示することで問題ないとの見解をいただき、本協議を申請し、都市計画法第21条第2項に基づく同意がされておりますので、ご報告いたします。以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただ今の事務報告に対して、何かご不明な点はございますでしょうか。最後に説明がありました一団地の官公庁施設に関しては、前回いろいろ議論があつて、計画の文言表示と図面が合っていないということで宿題になっていたものですね。その点について、今説明がありましたように、これまでは公共施設とか建築物の配置まで図で表示をしてきたけれど、今はそれをしなくても構わないということになったというわけですね。そういうことで、このようにその部分を削って、図面と文言を合わせたということです。よろしいでしょうか。

### (3) 議案審議

#### 議第1号 松本都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは議案審議に入りたいと思います。本日の審議案件は4件でございます。

最初に、長野県から付議のありました議第1号松本都市計画道路の変更について、説明をお願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

皆様こんにちは。都市・まちづくり課まちなみ整備係長の松林と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、松本都市計画道路の変更について説明させていただきます。議案は、議1-1から1-8ページとなります。本日の都市計画案につきましては、都市計画法第15条の2第1項の規定により、松本市長から令和4年1月14日付けで変更案の申し出があり、県としてはこの案を尊重し、申し出案のとおり都市計画変更することが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものでございます。

議1-2ページをご覧ください。今回付議しております県決定道路は、松本都市計画道路3・4・11号宮渕新橋上金井線の変更を行うこととございます。松本都市計画道路の概要についてご説明いたします。スクリーンのほうには、松本都市計画道路網をお示ししております。

松本都市計画道路は、昭和7年に当初の路線が決定され、その後、人口増加による交通需要の増加等に対応するため昭和36年に全面的な見直しを行い、以降、新たな都市計画道路の決定や変更を行い、現在は58路線が都市計画決定されております。計画延長は約115km、このうち整備済延長は令和3年度末時点で53.5km、整備率は約47%にとどまっております。

議1-7をご覧ください。松本都市計画道路の多くは高度経済成長期の人口増加や市街地の拡大を想定して計画されてきておりますが、近年は、人口減少や少子高齢化、コンパクトシティへの転換など、都市計画決定当時と比べ社会経済情勢が大きく変化している中、その必要性に変化が生じている区間があります。このような状況を踏まえ、松本市では平成20年から都市計画道路の見直しを進めております。

凡例の水色で示した都市計画道路は、当該道路の必要性がなくなった場合などにより、廃止や区域の変更を行う道路として位置付けられた路線でございます。この見直しに関わる都市計画変更は段階的に行ってきておりまして、第1段階と第2段階、こちらの黒い点線で囲まれた部分になりますが、こちらの変更を令和元年度から令和2年度にかけて行い、今回は第3段階としまして、赤い点線で囲まれた部分の変更を行うものでございます。

また、赤枠内の松本市決定の都市計画道路3・6・9号大村上金井線の変更について、手続きを同時に進めておりまして、令和4年5月25日に開催された松本市都市計画審議会に変更案を付議して変更案が可決されております。

議1-6ページをお願いいたします。今回付議しております路線の変更は、図表のオレンジ色の枠で表示した箇所になります。松本市の東側を東西に延びる3・4・11号宮渕新橋上金井線の終点側、延長約1,400m区間を廃止するものでございます。黄色の線が削除区間、赤色の線が既決定区間を示しております。

資料戻りまして大変申し訳ありません。議1-3ページをご覧ください。当該路線の変更理由についてご説明いたします。中段から下の部分になりますが、3・4・11号宮渕新橋上金井線は昭和36年に当初決定され、市街地北部における東西の幹線道路として一級河川奈良井川に架かる新橋の左岸側堤防を起点とし、市街地を經由して東山中部地域へ至る約6kmの路線でございます。決定から現在まで約60年が経過する中で、中心市街地の整備は概ね完了しております。

決定当時は、人口増加に伴う市街地の拡大や観光拠点を結ぶ連結強化の路線として計画されましたが、松本市が社会情勢等を踏まえ、平成23年に策定した見直し方針においては、終点側の未整備区間約2kmのうち、3・3・15号松本駅北小松線の交点から終点側の約1.4km区間を廃止候補として位置付けております。本区間を廃止した場合、市街地から東山中部地域への主要な交通は主要地方道松本和田線となりますが、すでに2車線で整備され、生活道路や地域バスの利用路線としての役割を担い、沿線は住環境も形成され、温泉地など観光拠点への交通も適切に処理できていることから、本区間を新たに整備することは不要と判断しております。また、廃止区間は市街化区域となっているものの、松本市立地適正化計画では居住誘導区域から外れるため、将来的な都市構造を構成する路線としての位置付けは不要となっております。松本市からこのような変更案の申し出を受け、県としても妥当と判断して、今回都市計画の変更を行うものでございます。

資料飛びまして申し訳ありません。議1-8ページをご覧ください。こちらが当該箇所の詳細図になります。先ほどご説明申し上げましたが、3・4・11号宮渕新橋上金井線の今回の廃止となる区間は、写真①から③のとおり主要地方道松本和田線が2車線で整備されていることから、生活道路やバス路線など現道がその代替性を有しており、温泉地など観光拠点の交通も適切に処理できていることから、終点側約1,400m区間を廃止するものでございます。

これまでの説明を踏まえまして、資料戻りまして申し訳ありません。議1-4ページをご覧ください。変更前と変更後の都市計画決定を対比した表となっております。3・4・11号宮渕新橋上金井線につきましては、終点側約1,400m区間の廃止に伴い、赤字の部分になりますが、路線名、終点の位置、延長、幹線街路との平面交差数がそれぞれ変更となります。

最後に、議1-5ページをご覧ください。本案件につきましては、令和3年10月から地域で

説明会を行い、その後、都市計画法に基づく公聴会を令和4年3月13日に予定しておりましたが、公述申し出がなかったため中止となりました。その後、令和4年4月12日から4月25日まで計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、松本市への意見聴取を行いました。令和4年5月31日付けで案のとおり、異論のない旨の回答をいただいております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(柳沢議長)

ご苦労様でした。ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いたします。高瀬委員。

(高瀬委員)

高瀬でございます。資料1-3のところ、今回削除される区間のちょうど①のところの西の端のところなんです。ここと、その上のところで、ちょっと聞き漏らしたんですけども、すでに削除されているんですかね。その3・6・9号のところかな、美ヶ原温泉駐車場って書いてある。その部分までのつなぐところ。基本的に、黄色の部分で今まで一応ネットワークという意味合いで担保されていたんでしょけれども、それが削除されることによって、①というところから美ヶ原温泉駐車場までの、一応これは計画なんですかね。今、多分一部既存の道もあったような気がするんですけども、この道が計画として残っているんでしょけれども、この道路の今後の進捗状況というのは、どうなっているんでしょうか。ここがきちんとすれば、削除区間の代わりのネットワークとしての担保にはなると思うので、この湯の原北小松線の進捗状況について教えていただければありがたいです。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

今の質問に対して、松本市から回答してもよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

はい。では、松本市のほうからどうぞ。

(松本市 交通ネットワーク課 丸山交通ネットワーク課長)

松本市交通ネットワーク課課長の丸山博と申します。よろしくお願いたします。ただ今の質問についてお答えします。

現在、廃止の見直しをしておりますのは、説明の中にもありましたように、平成22年度に評価を行った路線について廃止の検討をしているところでもあります。ただ今ご指摘のありました、①から美ヶ原温泉のほうに向けてのこの計画道路につきましては、その時点の評価では存続という扱いになっております。実際、今のところ実施の計画は、詳細は立っておりま

せんけれども、引き続き都市計画道路として存続をさせていく、そういった路線になっております。以上です。

(柳沢議長)

高瀬委員。

(高瀬委員)

ありがとうございます。ということは、一応ネットワークは担保されるっていうことを想定されているということですね。

(松本市 交通ネットワーク課 丸山交通ネットワーク課長)

都市計画道路上のネットワークとしては、計画上現在は担保しているということではあります。この道の少し左側のところに太字で惣社岡田線という現道の県道もあります。ですので、そういった現道の道路との比較も含めて、今後さらに都市計画道路の見直しというのは検討していく必要があるかなとは思っておりますので、現在は存続候補、今後また状況に応じて検討していくということを考えております。

(柳沢議長)

よろしいですか。

(高瀬委員)

はい。

(柳沢議長)

ほかにご質問。宮入委員。

(宮入委員)

宮入ですけれども、よろしくお願ひいたします。議1-8の写真を見てちょっと気付いたことなので、情報提供いただければと思うんですけれども。経過、十分審議されたりとか、検討されていることはよく理解できたんですけれども、最近、通学路の交通安全という面がとて注目されているかなと思っているんですが、写真を拝見すると、歩道部分というんですかね、こういったところが、安全性の観点とかどうなのかなというところが、正直気になったところがございますので、これまでの議論の中で、こういった点につきまして何か方向性というのでしょうか、そういったものがありましたら情報提供いただければと思います。特に地元説明会とか、いろんな場面も踏まえて計画されているということなので、十分合意形成されているということではありますが、先ほどの説明の中で、沿線は住環境も形成されという言葉があったものですから、通学路の安全性という面、歩道の面、こういった面につきまして、何か情報があればいただければと思いました。よろしくお願ひします。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

現在の県道が2車線ということで、また沿線、住環境整備されておまして、また通学路の関係とかその点につきましては、詳細につきましては、松本市さんのほうから回答させていただいてもよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

はい。結構です。どうぞ。

(松本市 交通ネットワーク課 丸山交通ネットワーク課長)

お答えいたします。都市計画道路の廃止は今回行うようにお願いしているところなんですけれども、順次松本建設事務所さんのほうで、部分的な改良等も行っているところであります。さらには、地元から安全対策ということを求められている箇所も若干はありますので、今後、松本建設事務所さんと協議しながら、地元の要望等の中で検討していきたいと考えております。

(宮入委員)

結構です。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

(柳沢議長)

ほかには、ご発言ありませんか。若林さんの代理の方ですね。

(若林委員代理)

長野国道関口と申します。お願いいたします。議1-7ページになるんですけれども、先ほど説明の中で、段階的に見直しを進めているということで、今後、第4段階、第5段階があるんですが、ちょうど私ども管理しております国道19号にアクセスする、または平行する路線がありますので、今後その見直しにあたっては、関係機関等々の調整を十分に行った上で見直しを進めていただきたいと思います。要望になります。よろしく申し上げます。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

今後の見直しにつきまして、私どもも松本市と十分調整を図ってまいりたいと考えております。

(柳沢議長)

他にはございませんか。ちょっと私から2点だけ。今回のところは現道があって、それと対応している。市が廃止するという北側の斜めの、これも現道はあるのでしょうか。

(幹事：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)  
そうですね。このジャストのところにはないんですが。

(柳沢議長)  
ジャストはないけど、代わりになるものが。

(幹事：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)  
代わりになるものがあります。

(柳沢議長)  
これはどうでもいいといたらどうでもいいんですけど、いつも道路関係は図面がちょっとわかりにくいんですよね。この1-7というのが、言ってみれば総括図ですよね。これで、全体の道路のネットワークがどうなっていて、どの部分が廃止あるいは廃止予定になっているかという。この道路がなくなったときにネットワークがどうなるのかというのが見えないと、議論が非常にしにくいんですよね。こういうのはもうちょっと、見る人に何を情報提供するかということをよく考えながら作ってほしいと思います。これは要望です。

ほかによろしければ、この件はお諮りしたいと思いますが、よろしいですか。この件について、原案どおり差し支えないということで、承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(出席者一同)  
「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)  
では、原案どおり決定しました。

## **議第2号 安曇野都市計画下水道の変更について**

(柳沢議長)  
それでは、議第2号安曇野都市計画下水道の変更について、お願いします。

(幹事：生活排水課 小林課長補佐兼流域下水道係長)  
ご苦労様です。生活排水課流域下水道係の小林宏と申します。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

では、議案の議2-1ページから議2-15ページになります。本日の都市計画案につきましては、都市計画法第15条の2第1項により、安曇野市より令和4年2月に都市計画変更の申し

出があり、県としてこの案を尊重し、申し出案のとおり都市計画の変更をすることが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものです。

議案の2-2ページをご覧ください。下水道に関する都市計画は、機能的な都市活動の確保及び良好な都市環境を形成及び保持するため、排水区域処理場、ポンプ場及び主要な幹線を一体的かつ総合的に定めており、流域下水道においては、排水区域については、接続する流域関連公共下水道名のみを計画決定すると定めております。今回付議しております県決定の流域下水道は、安曇野都市計画下水道の排水区域の変更を行うものであり、安曇野市で行っております都市計画下水道の変更に伴うものであります。

はじめに、安曇野都市計画下水道の変更概要についてご説明いたします。議2-6ページをご覧ください。今回の総括図になります。変更箇所ですが、左上にあります凡例のとおり、ピンク色着色部分が既決定の排水区域になります。右上、赤色着色部分が今回県決定を行いたい排水区域になります。なお、赤色着色部分につきましては、県決定と同時期に安曇野市決定により変更を進めていく区域になります。

変更箇所の詳細について、最終ページの議2-15ページをご覧ください。ちょっと飛びまして申し訳ありません。先ほどの総括図右上太枠部分の拡大図になります。今回の変更は、赤色着色部分の安曇野市単独公共下水道明科処理区域をピンク色着色部分の犀川安曇野流域下水道の排水区域に位置付けるものです。明科処理区域の犀川安曇野流域下水道への接続先は田沢幹線で、接続点は、安曇野市豊科光地区を予定しております。

ページ戻りますけれども、変更理由について、議2-3ページをご覧ください。犀川安曇野流域下水道は、安曇野地域の水環境保全及び生活環境整備を目的として、松本市の梓川処理区と明科処理区を除く安曇野市の2市を処理区域として平成9年から供用を開始しております。令和4年現在、供用開始から24年が経過しており、各種設備の老朽化により維持修繕費や更新費用が年々増加することが見込まれております。将来的には人口減少による収入減少が見込まれており、持続的な運営が確保されるよう計画的に維持管理をしていくことが必要な状況となっております。また、安曇野市においては、持続可能な下水道事業運営の推進を目的として、令和元年度に下水道計画の見直しに取組み、将来的な計画処理人口や汚水量等の予測、既存下水道施設の機能状況、地域特性、経済性等を勘案して検討しております。接続に伴う管渠整備はあるものの、明科処理区の処理場はなくなり、将来的な改築更新費や維持管理費がなくなることで、長期的なコスト削減が見込まれ、単独公共下水道である明科処理区を流域下水道に接続することは最適であると結論付けております。安曇野市の検討結果を見て、県では既存施設の能力面で汚水処理が可能であることを確認し、排水区域の拡大により安定した処理汚水量が確保できることなどから、流域下水道としても持続可能な下水道事業運営につながるため、明科処理区の流域下水道への接続が最適であると判断しております。そのため、今回の計画により安曇野市と県の双方の下水道事業が持続可能なものとなるよう、単独公共下水道明科処理区域を犀川安曇野流域下水道の排水区域に位置付けるものです。

続きまして、議2-4ページをご覧ください。新旧対照表になります。先ほどご説明した変更により、2の排水区域の備考欄に変更が生じます。変更後の犀川安曇野流域下水道に接続する下水道は、明科処理区を含む安曇野都市計画安曇野市公共下水道になり、備考欄にあり

ます「明科処理区を除く」の記載がなくなります。なお、3の下水管渠、4のその他の施設に記載があります幹線管渠、ポンプ場等については、議2-7から議2-14に計画図がありますが、今回の変更には直接関係しないため説明は割愛させていただきます。

最後に、議2-5ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本案件につきましては、都市計画法第15条の2第1項により、安曇野市より令和4年2月に案の申し出を受け、その後、都市計画法に基づく公聴会を令和4年3月26日に開催する予定でございましたが、公述の申し出がないため中止しております。令和4年4月15日から4月28日まで都市計画案の公告縦覧を行い、意見書の提出はございませんでした。また、松本市、安曇野市への意見聴取も行い、令和4年4月19日付け及び令和4年5月10日付けでそれぞれの案に異議がない旨回答をいただいております。改めて申し上げますが、本都市計画案につきましては、安曇野市から申し出を受け、県としてこの案を尊重し、申し出案のとおり都市計画の変更をすることが適当と判断し、都市計画の手続きを進め、本審議会に付議するものでございます。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(柳沢議長)

ありがとうございました。それでは、ご質問いただきたいと思いますが、ちょっと今の説明でわかりにくかったので確認をさせていただきます。今の議2-4、新旧対照表で見ると、安曇野の下水道は、もともと全部が、明科処理区を除いて残りは流域下水道にひいていたということですか。

(幹事：生活排水課 小林課長補佐兼流域下水道係長)

そのとおりです。明科処理区以外はすべて流域下水道のほうで処理しております。

(柳沢議長)

そうすると、2-15の図面の中にあつた安曇野終末処理場というのは、これは明科の処理場なのかな。

(幹事：生活排水課 小林課長補佐兼流域下水道係長)

安曇野単独公共下水道のものは、明科処理場で処理していました。

(柳沢議長)

だったらこの安曇野終末処理場というのは、明科を受けるだけの処理場だったのかな。

(幹事：生活排水課 小林課長補佐兼流域下水道係長)

議2-15の図面中の安曇野終末処理場は犀川安曇野流域下水道の処理場であり、安曇野単独公共下水道のものは、別の場所にある明科処理場で処理していました。

(柳沢議長)

はい。わかりました。どうぞ。ご質問、ご意見お願いします。田中委員。

(田中委員)

ご説明ありがとうございます。先ほどご説明を伺って、全体としては流域下水道に接続するということが最適になっているようなんですけども、個別に明科地区の方々にとって、何か改善点ですとか影響といったものはあるのでしょうかということをお聞かせいただければと思います。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：生活排水課 小林課長補佐兼流域下水道係長)

私のほうから答えさせていただきます。安曇野市の住民の方たちは今までどおり下水道の使用は同じでありまして、安曇野処理場から今度、流域の処理場のほうに下水の処理を入れていただくという形なので、住民の方に変更はありません。

(田中委員)

わかりました。

(柳沢議長)

よろしいですね。ほかには。

(大上委員)

よろしいですか。

(柳沢議長)

大上委員どうぞ。

(大上委員)

今のご質問と関連するんですけども、利便性上こういうふうになるという方向はそれでいいかと思うんですけども、教えてください。流域下水道を造る当時、どうしてここは入っていなかったのかということと、それと今度入ってくる明科地区の住民たちの影響というのは、例えば、水道料金なんかはこれによって上がるんですか、下がるんですか。そのへんのところを教えてください。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：生活排水課 小林課長補佐兼流域下水道係長)

その当時、明科処理区が入っていないという経緯も含めて、安曇野市さんに回答いただいてもよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(安曇野市 下水道課 山越下水道課長)

安曇野市下水道課長の山越と申します。当時、明科地域におきましては、今合併をしております。同じ安曇野市でございますが、合併前は東筑摩郡に属しております。また明科地域の特性上、非常に難所の河川が縦横に走っているということの中で、これを流域と一緒に処理するというのではなくて、当初から単独で処理をするという計画がございまして、そのように進めさせていただいております。なお、安曇野市の明科地域におきましては、公共下水のほかに、農業集落排水整備事業、また個別の合併処理浄化槽と、これらをミックスした形で、一つの町としての下水道処理体系を整えてきたということが経緯にございまして、単独で処理をさせていただいてきたということでございます。

なお、これに伴う水道料金等の変更については、今のところ予定はございません。現状のとおりでございます。

(柳沢議長)

ほかにはよろしいですか。今のご質問に関連して私から。今のご返答にもありましたが、明科地域から流域の処理場にもっていくのは、たぶん管路の建設にお金がかかるので単独にしようとしたっていうことですよ。ということは、今回もつなぐにはそれなりのコストがかかりそうですけど、流域までつなぐ費用と、それから現在の単独処理でやってきている処理場をやめるということによって、コスト削減が図られると。その、いわばバランスで判断されたと思うんですよ。そのへんもうちょっと数字的にご説明いただければ。

(幹事：生活排水課 小林課長補佐兼流域下水道係長)

安曇野市さんをお願いします。

(安曇野市 下水道課 山越下水道課長)

はい。山越でございます。10のシミュレーションを立てて、どのような形が最適かということで検討を進めました。最終的には、向こう60年のスパンでシミュレーションしたときに、約26億円の削減が望めるということで今回案を出させていただきました。以上です。

(柳沢議長)

処理場の再建が必要だということで、そういう数字が出てくるのかな。

(安曇野市 下水道課 山越下水道課長)

そうですね。各処理場の施設の更新等がこれから、今すでに建築から二十数年経っており

まして、これらのすべての機械あるいはその設備の更新費用、こういったものがかなりかさんでまいります。また、特に明科地域におきましては、人口減少が非常に激しくなっております。まして、今後、汚水量の増加が見込めないということの中で、今回の決断に至っております。以上でございます。

(柳沢議長)

だいたいわかりましたが、最後に、流域下水道につなぐ管路はどこにどのくらいの距離で入るのかという、何か図面ありますか。

(安曇野市 下水道課 山越下水道課長)

お手元に図面がなくて大変申し訳ございません。今回明科処理場につきましては、犀川の最下流域に明科浄化センターの処理施設がございます。これから河川の流れに逆行するような形で流域下水道のほうへ圧送のポンプを使いまして、数段的に上げてまいります。ルートとしましては、主に、この犀川右岸の圃場内を通ってくるルートを想定しておりまして、延長で約6kmの距離となる計画でございます。

(柳沢議長)

ということのようです。ほかにご質問、ご意見ございませんか。ないでしょうか。それじゃあ、これも理由で言っていることと示されている資料とは必ずしも対応していない。要するに、コストがそちらのほうが高い、だから決めるんです、という安いコストの根拠をきちんとね。どこまでディテールを出すかは別としても、そういう配慮をして資料を作っていたかないと、実質の議論になりませんので、よろしくをお願いします。

それではお諮りしたいと思います。この件について、原案どおり支障なしとしたいと思います。ですが、ご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

では原案どおり決定しました。

### **議第3号 国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について**

(柳沢議長)

次は議第3号国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について、お願いします。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

お世話になります。都市・まちづくり課企画幹の美谷島と申します。私のほうから、議第

3号の関係、ご説明させていただきます。それでは着座にて失礼いたします。

お手元の資料3-1をお願いします。ページでいきますと議3-6でございます。国道147号・148号沿道景観育成重点地域景観計画の変更についてでございますが、その概要でございます。

1、変更の理由及び内容。このたび、白馬村が景観行政団体に移行して、景観計画を策定することが予定されております。今は、県の景観計画内に入っております、その計画が信州の景観の骨格や顔となる地域として重点的に定めました4つの地域がございます。そのうちの一つ、国道147号・148号の重点地域の計画でございまして、この計画から白馬村に係る部分を削除することが必要となりました。変更の内容としましては、白馬村に係る区域の部分を削除するという内容でございます。

2の根拠でございます。景観法第9条第2項、景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聞かなければならないとございます。同条第8項、前項の規定は、景観計画の変更について準用すると規定されていまして、今回皆様にお諮りするものでございます。

それでは、スライドをご用意していますので、スライドのほうを見ながら。お手元の資料は、資料3-2、ページでいきますと議3-7お願いいたします。タブレットでも同じものを見られますので、ご覧いただければと思います。

法律で定めるところの景観計画につきましても、当県では、長野県景観育成計画という形になっております。この成り立ちですが、もともとは平成4年に施行されました長野県景観条例の中にあつた計画でございまして、景観法が平成17年に施行され、それを受けて平成18年に条例を改正して今のような形になってございます。その下ですが、景観育成計画の中には、4つの重点地域の計画を定めております。1つ目、浅間山麓の重点地域。2つ目、八ヶ岳山麓の重点地域。3つ目が今回の国道147号・148号の重点地域。そして、高社山麓・千曲川下流域の重点地域の4つでございます。

続きまして、市町村の景観行政団体への移行の手続きの関係でございます。まず、都道府県へ協議書を提出いただきまして、景観行政団体になる旨の公示等の手続きを経まして景観行政団体へ移行となりますが、景観行政団体のやることとしまして、3つ記載してございます。景観条例を制定すること。景観計画を策定すること。そして基準に基づきまして届出制度を運用することでございます。

続きまして、次のスライドでございますが、白馬村の手続きの予定でございます。令和4年4月、県へ協議書を提出いただいております。記載の手続き等を経まして10月に景観行政団体へ移行予定ということでございます。年明けの1月、景観法に係る業務を開始するという予定でございます。

次のページをお願いします。上半分は重複しますので説明を割愛させていただきます、その下半分でございます。県の計画が外れることとなりますと、今度新たに白馬村の計画がかかってくるという形になります。以降の資料は白馬村と県の比較でございますが、白馬村ではよりきめ細やかな景観の基準を検討いただいているところでございます。

まず、地域の区分でございます。県の計画では白馬村の村内は、沿道地域と田園地域の2地域でございました。これに比べまして、新たな村の計画では、一般地域7つ、山岳、山林

集落、田園、駅周辺、観光、スキー場、河川でございます。それに加えて、沿道沿い、道路の関係の3つの重点地域をかけると。そして、それとは別に3つの色彩エリアを予定しております。

次お願いします。点線の枠の中ですが、基準の続きでございます。村の基準の続きですが、景観づくりの方針は一般地域7つごとに設定、色彩基準は3つの色彩エリアごとに設定、重点地域により補完という形になってございます。

続きましては、届出が必要となる基準の比較でございます。左が長野県、右が村でございますが、ほとんど県の基準を引き継いでいただいておりますが、例えば、建築物の関係では高さ13m、床面積20㎡を超えたものは届出が必要でございました。村の新たな基準では、建築確認を要するものすべてと、都市計画区域外の場合は、床面積10㎡超と、より細やかな基準になっているところでございます。プラントの関係では、13mではなく8mという形になって、索道含むということで、スキー場のリフトにも配慮されているということでございます。

次お願いします。景観育成基準の比較でございます。材料。長野県は、周辺地域と調和し、と規定がございますけれども、白馬村の基準では、できるだけ木材、石材など自然系素材といったものがございます。色彩でございます。けばけばしい色彩とせずという長野県の基準に対して、村では、先ほどの3エリアごとに色彩設定していくというものでございます。そして、伝統的様式の継承、県の基準ではございませんでしたが、新たにそういったものを取り入れると聞いております。

続きまして、県の手続きでございます。令和4年4月に白馬村から協議書を受理したのち、関係市町村からの意見聴取とパブコメを実施しております。特に意見等はございませんでした。5月23日、県の景観審議会へ意見聴取を行いまして、そして本日の都市計画審議会への意見聴取でございます。7月下旬、白馬村へ回答書を送る予定としております。

次お願いします。続きの手続きですが、11月に白馬村が抜けたあとの基準を告示・縦覧する予定で、年明けの1月に新たな景観計画の発効をしたいということでございます。

続きまして、資料3-3、議3-13ページをお願いいたします。国道147号・148号の地図上の変更でございます。これを見ていただくと、現在をご覧いただきたいんですが、青い枠で囲ったところが白馬村の区域でございます。その上が小谷村、一番下が安曇野市という位置関係でございます。国道148号、147号と主要な道路の両脇30mを重点地域。そして、白馬村の都市計画区域内、青色の部分ですね、そちらを合わせて県の重点地域と定めていたところでございます。凡例を見ていただいたとおり、白馬の都市計画区域内、田園となっておりますが、用途地域の指定のない都市計画区域のところは田園と扱う県の基準としておりまして、そのような表現となっております。そして今回の変更は、変更後ご覧のとおり白く抜けると。県から外れて、基準としては白く抜けるというような地図の表現となります。

次のページお願いします。県の基準が抜けた後、白馬村で新たに区域区分を設定することになっておりまして、先ほどの凡例のほうご覧いただきたいんですが、7つの一般エリアと3つの重点地域、沿道沿いに重点地域をかける計画となっております。

次のページお願いします。そして、それとは別に3つの色彩エリア、西エリア、中エリア、東エリアといった、ご覧いただいておりますイメージの色彩コントロールを図っていくと聞いております。

続きまして資料3-4でございますけれども、県の景観計画の新旧対照表でございます。実際の文言がどのように変わるかお示したものでございますが、議3-16の第2の国道148号のうち、白馬村と小谷村の境界までといったものが、白馬村が抜けますと、今度は大町と白馬の境界までといった基準。そしてその下の(2)でございますが、白馬村の都市計画区域、先ほどの青色の部分でございますが、そちらが削除という形になります。

次のページをお願いします。議3-17ページの(2)でございます。3つの類型でございますけれども、アの都市、イの沿道、ウの田園の3つの類型ございましたが、田園部分が抜けるので、2つの類型に変更となりまして、田園地域が削除といった記載でございます。以降、田園地域に係る基準が削除となり、白馬村にしか田園地域がなかったのもので、そこが削除する形となります。

お手数ですが、最初の議3-2と4をご覧くださいんですが、それを綺麗にしたものの景観計画が議3-2、3-3ページという形になってございます。その次の3-4ページでございますが、基準の表でございます。都市、沿道と表がございまして、その横に田園の表があったのですが、田園地域がなくなりましたので、削除といった計画でございます。

ここで、お手元にお配りしました第212回都市計画審議会の追加資料、お手数ですがそちらのほうをお願いします。

景観法との関係、1番でございます。第8条、景観計画は都市計画の区域マスタープランに適合するものでなければならないといった記載がございまして、2の白馬の区域マスタープランへの適合ということで、白馬のマスタープランには景観重点地域に指定されているというような記載。そして、自然景観に調和したまちづくりを推進していくといった記載がされているところでございます。これに関しましては、先ほどの説明のとおり、村では県の計画を計上し、よりきめ細やかな計画をいただいているところでございます。

3、市町村が景観行政団体に移行する際の判断基準ですが、記載の(1)(2)のような基準がございます。

4、景観審議会への意見聴取の関係でございますが、景観条例の規定に基づきまして、5月23日、県の景観計画の変更について諮問をいたしました。記載の点等ご審議いただきまして、変更について異存がない旨、答申いただいているところでございます。

そして、下の四角の中ですが、本日の都市計画審議会でご審議いただきたい観点でございます。この案件がもたらす周辺への影響、この案件に対する合意形成状況、そして関連委員会、市町村審議会等における検討状況。これらの観点等から総合的に判断いただき、今回の県計画を変更することに問題がないかご意見を頂戴したいと考えているところでございます。

資料の3-5、議3-32ページ、こちらのほうは村の基準なんですが、説明が重複しますので、説明省略させていただきますが、本日は白馬村さんにお越しいただいています。必要であれば、先ほどの観点等含めまして、村より補足説明をお願いすることになっていきますので、審議の際に、また言っていただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

(柳沢議長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見を頂戴

します。それでは、大上委員。

(大上委員)

素朴な疑問なんですけれども、現在の県の景観計画の枠内でこれをやるということはできないんですか。どうしてあえてこういうことをやるのかなということが1点。

それと、本日の追加資料のところにありますけれども、周辺地域との整合性ですよね。このところがすごく重要なと感じていますが、そこらへんのところをご意見お願いしたいんですけれども。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

どうして県の枠内でできないかというご質問でしたけど、県というのはどちらかというと、一律的な基準でございまして、全県重点的に同じような基準がございまして。そういったことを、より細かな景観を運営いただくために、それぞれ市町村に景観行政団体に移行していただくというようなことを進めております。今回白馬村が県から離れて独自で景観行政団体になるということで、今回動き出したので、より細やかな計画が始まったということでございます。

(大上委員)

ちょっと途中でですけども、白馬村だけではなくてほかの市町村なんかがいっぱい手を挙げてきたら、それはそういう格好になっていくんですか。

(柳沢議長)

はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

そういったことを促しているのが県の動きでございまして。

(柳沢議長)

県の考え方は基本的には受け入れて、それをさらに上乘せ、より充実したものにするということで、要するに県がやっていることはやらないと、そういったわけではないんだよね。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ありがとうございます。会長に言っていたとおりでございまして、県の考え方を引き継ぐんですけど、よりきめ細やかな景観行政といったふうに捉えていただければと思います。

(柳沢議長)

よろしいですか。

(大上委員)

ちょっとまだ、うやむやなんですけれども。そうなんですかね。

(柳沢議長)

景観法の精神がやっぱり、景観というのは、より現場に近いところが判断するほうが望ましいという基調があると思うんですよね。そういう意味で基準内容が荒っぽくなったり、やるべきことをやらないとなったりしたら問題ですけど、基礎自治体にむしろ作業が移行するのは、基本的にはいいことだと思うんですけれども。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

あと、今までの説明内容に加えて、村の方から説明いただいてよろしいですか。

(柳沢議長)

いいえ。質問に応じてでいいですよ。ほかにご発言ありませんか。柳町さん。

(柳町委員)

細かい質問で恐縮ですが、議3-2ページの「第2 景観育成重点地域の区域」と書いてある部分について伺います。このページは、変更後の案が書かれているわけですね。でも、この第2のイは、小谷村との境界まで、と書かれていて議3-16ページと整合していないと思います。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ご指摘ありがとうございます。先ほどご説明したとおり、白馬と小谷の境が、大町と白馬の境になると。

(柳町委員)

ここは、修正するということですね。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ご指摘のとおりでございます。修正いたします。

(柳町委員)

はい。もう1点お願いします。これも質問です。議3-6ページの下の方の参考に、景観行政団体について、中核市は自動的に景観行政団体となり、とあります。議3-6の上の方の「1 変更の理由及び内容」の(1)変更の理由のところには、「景観行政団体である市町村、松本市、上田市の区域を除く」と書いてあるんですが、松本市は中核市になったので、

上田市だけが独自の景観行政団体だったという理解でいいですか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 小口景観係長)

長野県の景観計画を策定した当時、中核市は長野市のみだったのですが、松本市と上田市は法に基づかない独自の景観条例を制定しておりました。そのため、県の計画の中から、松本市と上田市の区域を除く長野県の区域という形で当時規定をしておまして、この点についての変更がなされていないまま現在に至っているため、現行の計画もこのような表現になっており、それをここに記載させていただいたということが経緯になっております。

(柳町委員)

はい。ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。池森委員。

(池森委員)

お聞きしたいのですが、今後、県から移行した白馬村独自で景観を守られてくと思うのですが離れたあと、県との連動というか、離れたあと県から何か意見を言ったりとか、県全体として景観をもう一度見直すとか、そういうシステムというのは、あるのかどうかお聞きしたいと思いました。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

ありがとうございます。県の景観行政につきましては、地域景観協議会を、地域ごとに設定しております。そういった地域の景観の会議により、景観のバランスをとっていますので、そういったものを定期的開催していきたいと考えております。

(柳沢議長)

よろしいですか。

(池森委員)

はい。

(柳沢議長)

はい。ほかにはご発言ありませんか。

(宮入委員)

よろしいですか。

(柳沢議長)

はい。宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。今のお話ともちょっと関連するのかもしれませんが、ホームページでささっと検索した程度なので、定かではないんですけども、こういった長野県の景観の規制とか計画とかというのが、今のお話のように、県の計画と自治体の計画というのが併用されていると思うんですが、長野県ではこういうふうな地域はこうなってますよ、というような一覧で見られるところがあったほうが、本当は県民の皆さんに、あるいは県外の皆さんにも知っていただきたいのが増えるんじゃないかなと思うんですが。今調べようは、県で調べるところしかありません。それ以外は、まったくわからないという状況のように見受けたんですけども、そのへんは、相互連携したりとかしながら、連動できるといいかなというふうに、今、池森委員さんのお話を伺ってちょっと感じたものですから、伺えればと思いました。よろしくをお願いします。

(柳沢議長)

いかがでしょうか。どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 美谷島企画幹)

はい、すみません。今は、景観行政団体に移行した市町村さんのリンクだけ貼ってあるだけで、ご指摘のとおりでございますので、そういった内容のわかるようなものを県のホームページのほうでも考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(宮入委員)

ありがとうございます。特に今、前のご質問のときにお答えがあったように、県の計画がベースにあって、よりきめ細かくとか、より地域に密着してというような流れがあって、というようなお話があったんですが、そういった点、今のように工夫していただけたらうまく伝わると思うんですが。切り離されたら全然別だよっていうふうな疑問を持たれても仕方がないかなと思うので、工夫していただければと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

(柳沢議長)

はい。ほかにはいかがでしょうか。大上委員はよろしいですか。

(大上委員)

ちょっといいですか。

(柳沢議長)

はい。

(大上委員)

こういう聞き方をしたらまずいんでしょうか。今の枠内で白馬村が今、計画されていることをこういうふうにして提案してきましたという場合には、今の枠内では収まりきらないということのために、こういう景観行政団体というふうに作ったということになるわけですか。

(柳沢議長)

これはもう仕組みの問題。

(大上委員)

仕組みの問題です。どうしていちいちそれを、こうあるのに、その中で、白馬村が特色ある地域づくりのために、景観のところでこういうふうに独自にいろんなことをやりますよ。それを枠内の中でどうしてできないのかなってという疑問がわいたものですから、それに質問させていただいた。

(柳沢議長)

白馬村から言ってきて、県がそれを受け止めてあげればいいんじゃないかと。そのほうが、わかりやすいんじゃないか、そういうことですね。なぜ、そうじゃなくてそれぞれの団体が独自でやるっていう仕組みになっているんでしょうか。あるいは、その前言ったようなことがなぜできないのでしょうか、というご質問だと思います。はい、どうぞ。

(幹事：都市・まちづくり課 小口景観係長)

景観法では景観行政を担う団体が二重にならないように、景観行政を一元化しています。ですので、県の計画の中で、例えば白馬村のところだけ提案を受けてより細かく、とやった場合、その先でまた白馬村が、独自でさらにいろんなことをしたいといったときに、自分たちで思うような景観づくり、景観行政っていうものを進めていただくことを考えると、県の枠の中ではなくて、独自に景観行政団体になっていただいてよりきめ細かいコントロールを、県の基準は踏襲しながらも、そこに独自の基準を乗せたりしながら、独自で景観行政を担っていただくほうがいいということです。景観法の理念も景観行政は市町村が担うのが望ましいとしていますので、意向のある市町村に対しては、景観行政団体になっていただくということを県としては支援するというので、これまで進めてきております。

(柳沢議長)

よろしいですか。はい。景観法をどう見るかっていうことで。やっぱり広域行政団

体は、ある種、補完の役割だっという位置に多分なっているんだと思うんですね。だから、まず基礎自治体がやれたらやると。できないという場合に補完する役割で、県が全体を薄くお付き合いしよう、そんな構造になっているのではないのでしょうか。

ほかにご発言ございませんか。これについては、意見はもうないようですので、意見を求められているわけですが、意見として当審議会から付け加えたりすることはないというふう

に今日の議論ではなっているように思いますが、そういうことでよろしいのでしょうか。ご異議ございませんね。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

意見はなしということできたいと思います。

#### **議第4号 諏訪都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について**

(柳沢議長)

それでは、4番目、最後の議題です。議第4号諏訪都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設の用途に供する敷地の位置について、説明をお願いします。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

建築住宅課の土屋剛と申します。それでは、私のほうから、諏訪都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置について、説明をさせていただきたいと思います。こちらにつきましては、建築基準法の第51条におきまして、ただし書でございますけれども、本都市計画審議会の議を経て許可をするということになっておりますので、今回付議させていただいたものでございます。それでは、座って説明させていただきます。

議4-2ページをお開きいただければと思います。申請者は、株式会社信州タケエイ代表取締役雨宮栄城でございます。申請者はこの地で昭和47年から旧諏訪重機運輸株式会社として解体工事及び産業廃棄物処理業を行ってきた会社になります。敷地の位置は、諏訪市大字上諏訪字舟渡川西1747-1他10筆でございます。計画敷地の概要ですけれども、敷地面積は8,391.19㎡と前回許可より約1,600㎡の増となっております。申請概要についてですけれども、表のとおり建築面積、延べ面積がそれぞれ1,154.49㎡で、既存建物と合わせて建築面積が3,912.90㎡、延べ面積が4,835.90㎡となっているものでございます。

次の3ページをお開きいただければと思います。処理内容及び能力についてでございます。今回の申請は、木くず破碎施設の老朽化に伴いまして、現在1日20tの処理能力のものを1日101.76tのものに入れ替える計画ですが、処理能力が現許可の1.5倍以上となることから、許可が必要になるものでございます。現況は、括弧内にみなし許可と記載がありますけれど

も、これは平成13年の法改正で木くずの破碎施設が廃掃法上の設置許可の対象となりましたけれども、それ以前よりこの地で処理を行っていたために、許可相当として扱ったということをお知らせさせていただきます。今回は、現況の処理能力のものより5倍のものに入れ替える計画ですけれども、これは、設置当時の想定より需要が高まっております、現在年間6,000tの廃材を300日稼働で処理している状況でございます、土日祝日も、一部稼働しなければならない状況がございます。これを改善しまして、周辺環境に与える影響を少なくしたいということで、このような変更をしたいとさせていただきます。その他この施設で許可対象と扱っているものは、下記の表のとおりでございます。

次の4ページをお開きください。周辺施設の位置図及び都市計画図となります。申請場所ですが、北西を上としておりますけれども、諏訪湖が上に位置しております。右側の商業地域、赤い部分ですけれども、この真ん中に上諏訪駅がございます。こちらから左のほうへ進んでいきまして、ずっといきますと上川が真ん中のほうにありますけれども、ここを渡った準工業地域内に位置しております。この下に工業専用地域がありますが、ここが第一精密工業団地、その右側に工業地域がございますが、こちらが諏訪市総合物流団地と位置付けられておまして、この団地への諏訪湖側からの入り口の付近に位置している場所になります。敷地周辺における社会福祉施設の状況ですけれども、一番近いところ、上のほうにデイサービスセンターこもれびというものがございます。ただし、こちらは直線距離で200m程度離れておりますので、この施設が与える影響は少ないと考えておるところでございます。

次の5ページをご覧ください。周辺土地利用図となります。申請地周辺は準工業地域ということもございまして、非住宅地、オレンジですけれども、が多くある状況でございます。住宅地が点在しております、舟渡川の対岸には住宅地が広がっている状況でございます。また、敷地南側に農地が一部ございますけれども、現在も稲作を行っております、近い将来、宅地化されることはないということを確認しております。

次の6ページをご覧ください。運搬車両の経路と通学路の状況を示したものになります。搬出入ルートオレンジ色、通学路を緑色で示してございますけれども、左側に豊田小学校、右側に城南小学校と諏訪中学校があります。通学路と搬入路が重なる部分の道路につきましては、状況写真をお示ししてあるとおりでございますけれども、それぞれ歩道が整備されておまして、一定の安全は確保されている状況となっております。

次の7ページをご覧ください。配置図及び敷地内の状況写真でございます。黄色い部分が敷地増となっている部分でございますけれども、こちらにつきましては、従業員駐車場、一部有価物の置き場ということで利用されている状況でございます。青色および紫色の部分が既存建物を示してございまして、紫色の部分が、今現在ですけれども、一次破碎機が設置されている場所でございます。今回申請の破碎機を設置する場所にもなります。ピンクの部分が今回増築する建物でして、こちらは破碎後の木チップを保管する場所となる計画でございます。

次の8ページをご覧ください。破碎機の配置状況をお示したものになります。既存建物のこの位置に破碎機を設置することとしており、まず搬入経路下のほうにございますけれども、そこから①の選別場所に運ばれまして、ここで腐食した木材を最終選別して除外しまして、②の破碎機の中に投入します。その後、ふるい機で選別した後に、ベルトコンベアで

増築する建物内の保管ヤードに運ばれるという計画となっております。なお、規格外の製品につきましては、外部のコンテナの部分のほうへはじかれることになっておりまして、ここで保管することになってございます。集塵機はこのピンクと紫の建物間に設置してある状況でございます。

次の9ページをご覧ください。こちらが新たに増築する建物の平面図と立面図になります。面積が約300㎡の建物でございまして、最高高さが8.6m、鉄骨造平屋建ての建物になります。色彩計画ですけれども、屋根が黒色系、外壁が灰色系の無彩色の計画となっております。

次の10ページをご覧ください。環境調査の状況です。ここで大変申し訳ございませんが、本日資料の訂正がございまして、別紙のとおりお配りさせていただいております。訂正箇所は、右の表の数字等を赤色でお示ししておりますけれども、測定してない点を測定したような形で記載に不備がありましたので、訂正させていただきました。すみませんでした。

それでは、こちらの資料説明をさせていただきますが、まず赤丸の①から④の地点において、現況の騒音、振動を測定しております。その結果が右上の表に記載のとおりでございます。その結果に、新たに導入します破碎機の騒音、振動それぞれのレベルを合成して、距離の減衰等を考慮して算定したのが、①から⑦地点の予測値でございます。いずれも規制値であります65dB、振動が70dBそれぞれ下回っておりますので、問題ないという認識もってございます。また、左下の写真につきましては、市道側に設置されております鋼板の状況及び植栽の状況を撮影した写真になってございます。

次の11ページをお開きいただければと思います。こちらは諏訪市の浸水想定区域のハザードマップとなります。想定最大規模降雨では5.0m～10.0m未満、100年確率でいきますと0.5m～3.0m未満の区域となっております。浸水対策としましては、左の四角のほうに記載してございますが、現在敷地は、周辺の地盤から1m高くなっておりまして、外周には3.2m～7.0mの鋼板を設置してございます。これは、騒音対策と併せて設置しているものでございまして、大雨が予想される際には鋼板の隙間に土嚢を設置し、極力浸水の防止をしたいということでございます。なお、これでも浸水の恐れがある場合については、閉鎖できる建物、今回破碎機を設置する建物でございまして、そちらにすべて廃棄物等を移動しまして、流出による二次的被害を防止する計画としております。

次の12ページをご覧ください。敷地の位置の検討表としまして、今までご説明させていただいた内容をまとめたものになります。まず、周囲の状況ですけれども、①宅地化、市街化が促進される区域でないことにつきましては、申請地はすでに市街化が形成されておりまして、一部農地も耕作を継続することを確認してございます。②近隣に教育施設等がないこと、こちら直線距離で200m以上離れておりますので、影響は少ないと考えてございます。③災害の恐れが高い区域で、周辺への二次的被害の拡大の恐れがないことにつきましては、鋼板の隙間に土嚢を設置する等の対応をして極力雨水の侵入を防ぐとともに、それでも浸水の恐れがある場合は、閉鎖できる建物内に廃棄物等を移動し、流出による被害を防止する計画としております。

次に、環境への配慮についてです。まず①公害対策関係法令に適合することが確実であることについてですけれども、粉塵については、建物内で処理して集塵機を適切に設置しております。騒音、振動については、予測値が規制値であることを確認してございます。排水に

については、建物内に水回りが無いため汚染の恐れは少ないですが、機器類の燃料等の漏洩対策、こちらにつきまして、油水分離槽を経由して放流をすることとしておるという状況でございます。

13ページをご覧ください。運搬車両の周辺地域の影響でございますけれども、①交通渋滞による道路交通に支障がないことについては、前面道路、市道1-14号線ですけれども、今回最大で1日60台の運搬車両が増加する予定でございます。しかし、平時渋滞が発生していないことから、一般交通に支障が少ないと考えてございます。②交通安全上支障がないことについてですけれども、運搬車両の通行制限等をしていること、また、搬出入ルートと重なる通学路は歩道が整備されておまして、搬出入の時間を通学時等と重ならないように配慮するというところでございますので、安全上支障となることは少ないと判断してございます。次、景観への配慮についてですけれども、沿道からの景観について植栽計画で配慮していること、また、増築する建物について、彩度を抑えた色彩計画としていること等から景観に配慮していると判断してございます。

最後14ページですけれども、住民説明会の概要についてです。令和3年5月21日と9月17日にそれぞれ説明会を実施しております。4つの質問がされておりますけれども、特に反対等の意見は出ていない状況でございます。なお、この地区とは、平成18年に環境保全に関する協定書をそれぞれ交わしてございまして、公害の防止対策について、双方で良好な関係を築いているということを確認してございます。また、6月1日に諏訪市都市計画審議会が開催されておまして、本申請について原案どおり承認する旨の回答をいただいております。

説明は以上となります。ご審議のほうよろしく願いいたします。

(柳沢議長)

ありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。高瀬委員。

(高瀬委員)

例えば、資料4-10の②のポツ二つ目に、運搬経路と通学路が重なる部分は歩道の整備がされており、一定の安全は確保されているが、通学・帰宅時間と搬入路の時間が極力重ならないよう配慮している、とか、あとそういった文言で、例えば、1ページ前で、浸水の恐れがあるときは、土嚢を設置するとともに、とこういうふうに極力防ぐこととしているっていうんですけれども、例えば、こういったものに対するチェックというのは行うんですか。例えば、始められたときにちょっとチェックして、実はそんなことなかったとか、土嚢に関しては準備が全然されていなかったとか、従業員の方がそういうことをよくわかっていなかったとか。一応計画にはいくらでも書けると思うんですけれども、これに対するチェックというのは、いつの段階でどのようにされるとか、もしくはされないのか教えていただければ。

(柳沢議長)

はい。どうぞ。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

まず、土嚢の件についてですが、こちらについては緊急に対応ができるようにということで確認してきましたが、この前、敷地の向かいに資材置場がございまして、そこに土嚢がもう用意されてございました。あと、いろいろな教育関係については、マネジメントシステムマニュアルというものをタケエイさんのほうで作成してございまして、そちらに記載してあることを確認してございます。ただ、それが委員さんの言うように、確実にやれているかどうかということを確認するところまでは、申し訳ないんですけども、やれていない、できないことになろうかと思っております。以上です。

(柳沢議長)

はい。今のことに関連して、計画書なり対応者なりマニュアルなり、そういうものはその状態でフィックスされているんですか。それを自分で勝手に変えたら意味がないよね。どういう関係になっていますか。許可することと、そういう私どもこういうことやりますっていうこととはどういう関係になっているのですか。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

一応、その記述事項をこちらに一度提出していただいております。それを確実にやるということで申請を上げてもらっています。その内容を私どもが確認をしているという状況でございます。

(柳沢議長)

では、現場のフォローは十分できる見通しではないけれど、少なくともそれに反する状態がはっきりしたら指導はできると、そういうことでいいですか。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい。そうなります。

(柳沢議長)

そんなことのようにですが、よろしいですか。はい。ほかには。どうぞ。渡邊委員。

(渡邊委員)

お聞きしたかったんですが、議4-3の表の処理種別の中に太陽光パネル等があるわけですが、私の聞いているところでは、太陽光パネルは今まだ処理が完全にできていないようなことをお伺いしたんですが、このあたりはいかがでしょうか。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

すみません。確実にできているかどうかということは確認しておるわけではございませんが、こちらにつきましては、粉碎と分離処理ということで行っていると伺っております。で

すので、廃プラ、金属、ガラス等々に分別しまして、それぞれ破碎をしているということで、こちらにつきましては、太陽光パネルをそれぞれの部品で分別しまして、それでそれぞれ破碎するというをやっているようでございます。

(渡邊委員)

もう一ついいですか。今の関連ですが、太陽光パネルの処理は、そういう処理でいいわけですか。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

すみません。そうしますと、資源循環推進課さんは今日いらっしゃっているんですかね。こういう細かいことがわかればですが。

(幹事：資源循環推進課 本間企画幹)

資源循環推進課の本間と申します。ただ今の太陽光パネルの処理の仕方が適切かどうかというご質問ですけれども、太陽光パネルについては、2040年以降に大量に出てくるだろうということで、環境省でもガイドラインを作りまして、リサイクルする方向で検討を進めており、選別等の技術的な開発を進めております。そういった観点で進んでいるという状況でございます。従いまして、どういう方法で処理するかということについては、リサイクルルートはまだ十分確立されていないという状況もあります。リサイクルできるものは、なるべくリサイクルしていこうという企業が現れ始めている状況でございます。

(渡邊委員)

ありがとうございました。私の聞いている情報とだいたい似ているので。いいと思います。

(柳沢議長)

ほかにはいかがでしょうか。池森委員。

(池森委員)

今回処理能力が増えるということで、稼働時を少なくできるというご発言があったかと思うのですが、そのへんを担保するというか、書面なり何なりで確認されるのかどうかということですね。処理能力が増えるとどうしてもやっぱり車とか振動とか音とかっていうのは増えるので、工業地域とはいえ、周りに対する影響がかなりあると思うので、やはり日数を減らしていただいて、そういったものを減らすという努力をすることが大前提だと思っています。そのへんいかがでしょうか。

(柳沢議長)

どうぞ。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

その件につきまして、まず産業廃棄物処理施設というのは、8時間稼働するのでどのくらいという許可が与えられるそうです。前は20tだったんですが、今回は101tになっているということでございますけれども、こちらで最大で増える先ほどの音、運搬車両が検討課題としておまして、60台というのが最大だそうです。音についても最大で検討しております。ですので、一応、今のところ最大で大丈夫かっていう検討をしまして行っておりますが、まず申請者の計画でいきますと、今、1日8時間稼働ですけれども、これをだいたい3時間程度に抑えていきたいということを考えているようでございます。ですので、今までの8分の3の時間稼働すればいいということになりますので、当然周辺への影響については、極力少なくなっていくのではないかとことは考えられます。一応そういうことで、うちのほうとしても101t処理するのにどのくらい時間及び運搬車両が増えるということを検討しております。それについては問題ないということは確認はとれておりますので、大丈夫かと思っております。

(柳沢議長)

よろしいですか。はい。ほかにはいかがでしょうか。さっき歩道の整備がされているって書いてあったけど、歩道がないところもありますよね。議4-6で見ると⑥というのと⑤というのは歩道がないよね。しかしこの施設は⑥を使って入るのかな。⑤は使わないのかな。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

⑤と⑥は一応通学路と重複はしていない部分になります。

(柳沢議長)

ということは、通学の子どもたちは⑤を使う。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

⑤は使います。すみません。

(柳沢議長)

⑤を使って、施設のほうは⑥を使うと。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

そうです。はい。

(柳沢議長)

そういうことになるわけですね。⑤は使わないっていうのははっきりしているのね。

(幹事：建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

そうです。使わないことははっきりしています。

(柳沢議長)

よろしいでしょうか。それでは、お諮りしたいと思います。この件について原案どおり決するということでご異議ございませんか。

(出席者一同)

「異議なし」という声あり。

(柳沢議長)

はい、では原案どおり承認いたします。以上で本日予定の議事は終了しました。この機会に何か皆さんからご発言があれば、よろしいですか。それでは、議事は以上で終了いたします。

### 3 その他

(柳沢議長)

事務局から連絡があります。

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼都市計画係長)

長時間にわたりまして、慎重審議いただきありがとうございました。次回の開催日は、本日お配りしました当日配付資料7ページのとおり、令和4年10月下旬で予定しております。また、次々回につきましても年末の開催を予定しておりますので、あらかじめ調整させていただきたいと思っております。先の日程で誠に恐縮ですが、委員の皆さまには本日お帰りの際、または6月17日金曜日までに次回、次々回の御都合につきまして事務局へお知らせくださるようお願いいたします。

### 4 閉 会

(事務局：都市・まちづくり課 木下企画幹兼都市計画係長)

それでは、以上をもちまして、第212回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。